

令和7年度補正・令和8年度「緑の雇用」事業について ～見直しのポイント～

令和8年2月
全国森林組合連合会
担い手雇用対策部

令和7年度補正・令和8年度事業の主な見直しポイントは以下のとおりとなりますので、今後とも、安全かつ効率的な林業作業を担う現場技能者の育成に向け、皆様の御理解と御協力をお願いします。

◇ 令和7年度補正・令和8年度事業見直しのポイント

(1) 経営体要件の変更（厳格化）

財務省の予算執行調査を受けて、研修生の定着の定義を以下のとおり変更し、併せて林業経営体等の要件も変更する。

- これまで：林業就業を継続している者
- 変更後：自社で林業就業している者

これにより、過去5年間のFW1研修生に関して、変更後の定着率が50%未満であり、かつ5名を超える者が自社から離脱している場合は、当該年度（令和8年度）のFW1研修生を不採択とする。

※これまでは定着に含めていた同業他社への転職者を、離職者としてカウントするよう厳格化。

(2) 指導員要件の変更（厳格化）

財務省の予算執行調査を受けて、指導員要件を次のとおり変更する。

●これまで

トライアル雇用研修、多能工化研修、FW研修のOJT指導員の要件は、FL・FM研修の修了者に限定する。新規経営体およびFL・FM研修を修了した指導員が林業経営体でない場合に限り、FL・FM研修の当年度受講者（修了予定者）を「みなし指導員」として年度当初から指導員の資格を有する者として取り扱う。

●変更後

トライアル雇用研修、多能工化研修、FW研修のOJT指導員の要件は、FL・FM研修の修了者に限定する。（上記下線部削除）

なお、令和8年度にFL・FM研修を受講した者については、修了した後は指導員として指導することが可能。

例) 令和8年9月30日付けでFL修了証を受領した場合、令和8年10月1日から指導員として指導することが可能。

(3) 指導員研修について

指導員の指導力向上に繋がる研修を現在企画中である。具体的な内容等の詳細については改めて周知する。

(4) 研修の即時停止および助成金の未交付の対応

研修生の死亡災害が発生した場合に研修の即時停止及び助成金の未交付としているが、今般、研修生の死亡災害に加え、障害等級4級の重大な災害が発生しており、労働安全衛生規則第84条を踏まえ、**研修の即時停止および助成金の未交付の条件を「重大な労働災害が発生した場合」に変更する。**

※「重大な労働災害」とは、労働者が死亡した場合や、障害等級1～7級の障害を負った場合のことをいう。

(5) 研修生要件の特例について

FW2およびFW3の研修生要件においてFW1修了後、一定期間（3年又は4年）を経過していない者とあり、ワークライフバランス推進の観点から、この一定期間に産休・育休・介護休業の期間を含めないことを明示する。

(6) 改善措置意見の発出基準の変更

現行の改善措置意見通知の発出基準について、以下の変更を検討。

- ① 「研修生の災害（注2）が2件以上発生した場合（注3）」としているが、令和6年度の労働災害発生から1年たたずに労働災害が起こった林業経営体があり、労働災害の再発防止及び公平性の観点から「研修生の災害（注2）が2件以上発生した場合（注3）又は前年度の災害発生から1年以内に災害が発生した場合」に変更する。
- ② 「死亡災害が発生した場合」について、労働安全衛生規則第84条を踏まえ「重大な労働災害が発生した場合」に変更する。
- ③ 「b. 労働安全衛生規則の規定内容を怠り（注4）、研修生の災害が発生した場合」があり、（注4）の「休業日数に関係なく」について、適切な安全指導の機会を確保するため「休業日数4日以上」とする。また、同注において「①防護衣の着用」としているものを、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインを踏まえ「①保護具等」に変更する。

(7) FW集合研修受講について

各都道府県内において、各年次のFW研修生が2名以下の場合は、他県の集合研修へ参加することとする（旅費助成無し）と令和7年度より変更したとこ

ろであるが、経過措置対応として令和8年度は、FW3は適用外とする。令和9年度よりFW全てにおいて適用する。

◇ 令和9年度事業以降の見直し予定について

研修生の安全確保のため、指導員1人に対し現場で担当する研修生は原則2名以下を基本とする。そのため、令和8年度では指導員（FL・FM）を育成しておくなど、計画的な人材育成を行うこと。

- 研修生1～2名の場合：指導員1名以上
- 研修生3～4名の場合：指導員2名以上
- 研修生5名以上の場合：指導員3名以上

以上